

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成19年8月10日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合
  - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 B e l f 仙北 盛岡市仙北三丁目8番20号
  - ウ 変更しようとする事項
    - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - エ 変更する年月日 平成19年8月11日
  - オ 変更の理由 組合員の利便の向上を図るため
- (2) 届出年月日 平成19年7月31日
- (3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合
  - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 B e l f 山岸 盛岡市山岸二丁目16番8号
  - ウ 変更しようとする事項
    - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - エ 変更する年月日 平成19年8月11日
  - オ 変更の理由 組合員の利便の向上を図るため
- (2) 届出年月日 平成19年7月31日
- (3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合
  - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 B e l f 青山 盛岡市青山四丁目17番2号
  - ウ 変更しようとする事項
    - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - エ 変更する年月日 平成19年8月11日
  - オ 変更の理由 組合員の利便の向上を図るため
- (2) 届出年月日 平成19年7月31日
- (3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

4(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 コープ緑が丘店 盛岡市緑が丘三丁目1番10号
- ウ 変更しようとする事項
  - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
  - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- エ 変更する年月日 平成19年8月11日

オ 変更の理由 組合員の利便の向上を図るため

(2) 届出年月日 平成 19 年 7 月 31 日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所